

中世以降、これら小河川を取り込んだ遺跡が多くみられ、たとえば、大宮遺跡上流には、境川の三角洲上に立地し、溝で区画された掘立柱建物が並ぶ横江遺跡や、同じく境川を堀に取り込み船奉行所を置いた芦浦観音堂遺跡、山賀川を取り込み外堀として寺内町を形成した金ヶ森御坊跡などがみられ、小河川の水運を利用した交易活動をすることが充分想定される。

大宮遺跡の調査は、守山川中小河川改修事業に伴う発掘調査であり、これまでに琵琶湖側は、水資源開発公団の依頼により調査が終了して改修工事も完了している。今回の調査は、前年度に引き続き、県の土木部河港課の依頼により行なったものである。

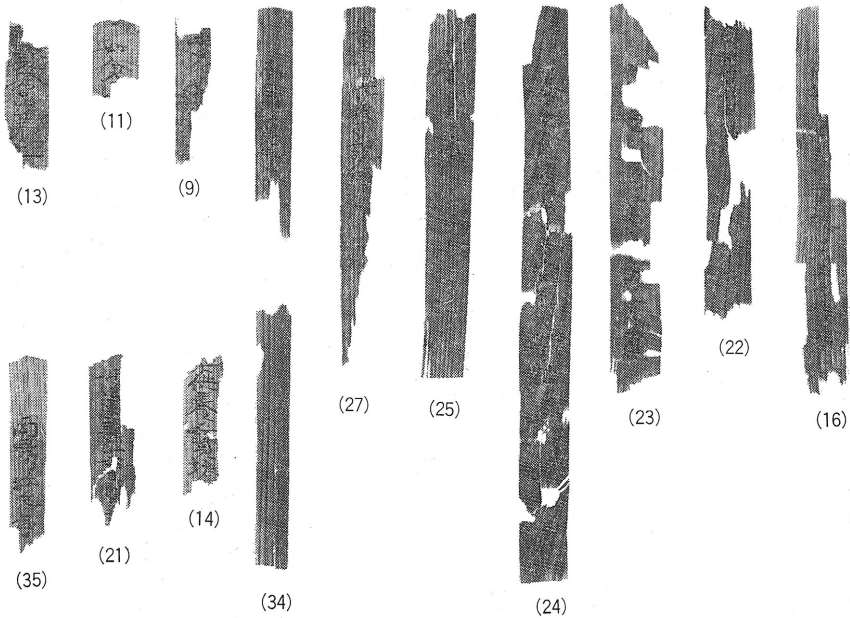
調査の結果、集落跡と思われる遺構の検出は認められなかったが、現在流れている山賀川の蛇行と同様に蛇行する推定幅三〇mの旧河道を検出した。旧河道の埋没状況は、洪水などの上流からの堆積過程を顕著に示しており、最下層の砂礫層より、一一世紀から一五世紀にかけての土師器・黒色土器・輸入陶磁器・山茶碗のほか、遺存状態の良い木製品が多量に出土した。

遺跡の性格を示す遺物としては、山茶碗の底部に「八田宅」と墨書したものが三点出土しているほか、物忌札・人形代・柿経・五輪卒塔婆といった宗教色の濃い遺物がある。上流に、これら遺物に関わる邸宅や、寺院のようなものがあったことがうかがえる。

8 木簡の積文・内容

- (1) 「聞如是法音疑悔悉已除初聞仏所説心中 (311上19) (170)×20
- (2) 「疾走往捉窮………称怨大喚我不相犯何」 (子驚愕) (416下26) (75+148)×20
- (3) 「為見捉使者執之愈急強牽将還于時窮子 (416下27) (210)×20
- (4) 「使語之我今 (放汝隨) (417上5) (92)×18
- (5) 「逃走伶俾力 (417中11カ) (35)×20
- (6) 「覚知起已遊行到於他国為衣食故勤力求 (829上8) (214)×18
- (7) 「無」上安穩授………歎喜未曾………智仏 (記) (声歛カ) (有) (礼無) (量) (829上26) (37+55+85)×19
- (8) 「設得」授記不………亦扶 (929中24) (80)×(8)
- (9) 「当知如是」自在 (1031上21) (47)×(14)
- (10) 「失」句逗我還為説令得具足 (1032上5) (103)×20
- (11) 「如人渴須」 (1032上10) (32)×19
- (12) 「処」読誦経皆得見我身若人在空閑 (我遣) (天龍王遣) (1032中9) (145)×19

- (13) ×^{〔見〕}□宝塔品第十一 (11 32 中 16) (63) × 19
- (14) ×樂供養宝塔 × (11 32 中 26) (55) × (17)
- (15) 「善知識……大因緣 × (者是) (27 60 下 9) (40+23) × (16)
- (16) 「阿耨多羅三藐三菩提心大王汝見此二子 (27 60 下 10) (167) × 20
- (17) 「不此二子已曾供養六十五百千萬億那由 (27 60 下 11) (151) × 19
- (18) ×^{〔仏〕}□親近恭敬於諸仏所受持^{〔法〕}□ (27 60 下 12) (80) × (10)
- (19) ×慧故頂上肉髻^{〔光明〕}□^{〔量〕}顯照其眼長廣 (27 60 下 15) (211) × 21
- (20) ×^{〔所殖衆〕}□^{〔成〕}德本□ × (28 60 下 29) (55) × (20)
- (21) 「妙法蓮華經普賢菩薩 (28 61 上 5) (78) × 19
- (22) ×^{〔量〕}□無辺百千萬億諸 (28 61 上 14) (130) × 20
- (23) 「^{〔仏告〕}經□^{〔男子〕}普賢菩薩若善□^{〔男子〕}善女人成就四 (28 61 上 17) (160) × 20
- (24) 「護念二者殖諸德本三者入正定聚四者究 (28 61 上 19) 245 × 20
- (25) ×濁惡世中其有受 (28 61 上 23) 160 × 20



(26)	× □ ^{〔薩婆〕} □ ^{〔陀〕} □	(28 61 中21)	(38)×18
(27)	「重宣此義而説偈言」		(155)×18
(28)	「放×」		(30)×20
(29)	×得」		(67)×19
(30)	羅三藐三		(82)×(10)
(31)	□ ^{〔波〕} 塞優□ ^{〔波〕}		(39)×(8)
(32)	□		(33)×(7)
(33)	□		(40)×20
(34)	「南無阿弥陀仏」		(100+115)×15
(35)	「南無阿弥陀仏」		(85)×15
(36)	南無阿弥陀仏		(50)×18
(37)	□ ^{〔南〕} 無阿弥陀仏		(80)×19
(38)	・「固物忌 急急如律令」 ・「固物忌 急急如律令」	九九八十一 二十〇七	780×30×10 051

(1)～(31)は、『妙法蓮華經』八巻を書写した柿経で、積文の下に品順および『大正新脩大藏經』第九巻法華部の頁、段、行数を示した。厚さはいずれも○・一〇・五mmと極めて薄く計測が難しいため記載を省略し、また型式番号も全て○六一型式なので記載を省いた。経木はいわゆる鉤くずのようなもので、柾目取りに削り剝ぎたものがほとんどであるが、板目取りのものが二点ある。形状は頭部を圭頭状に切り落とし、基部が若干細くなる短冊形で、ささくれのない平坦な片面のみ書写した細巾片面写経である。字数は一本一七字を基本としている。出土した柿経は、一箇所にかたまつて出土したが、上流より流出してきたものであるため断簡がほとんどである。これらを品題別に整理すると次のようになる。

〔品題〕	〔該当木簡〕	〔出土行数〕
譬喻品第三	(1)	1
信解品第四	(2)～(5)	4
五百弟子受記品第八	(6) (7)	2
授学無学人記品第九	(8)	1
法師品第十	(9)～(12)	4
見宝塔品第十一	(13) (14)	2
妙莊嚴王本事品第二十七	(15)～(19)	6
普賢菩薩勸発品第二十八	(20)～(26)	6
(所屬不明)	(27)～(31)	5

(未解読)

(32)
(33)

2

これらのうち(2)(3)、(15)(16)(17)(18)はそれぞれ連続していたもので、(23)の間は一行、(10)(11)、(21)(22)、(23)(24)の間は二行、(13)(14)、(18)(19)の間は三行分であったことが字数計算で推定できる。

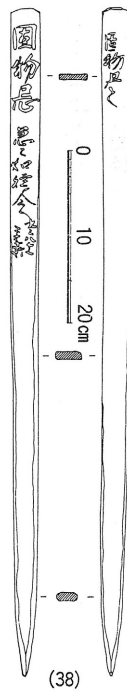
全体の八巻二七品のうち、第四、第十品の前後と、巻末の第二七、第二八品が集中して出土している。なお(34)~(37)は、六字名号である。時期は細巾片面写経である点、極めて薄い材を使用している点より一四世紀末を前後する室町時代のものである。

(38)は物忌札で、旧河道の流木にひっかかった状態で出土した。頭部を圭頭状に整形し、全面を槍鉋で丁寧に削っている。「固物忌」は固く物忌みするといった意味で、呪句「急々如律令」を記し、その下の左右に道教の九宮八十一神、八卦七十二神でもって陰陽順逆相生相剋の理を表わす「九九八十一」と「八九七十二」を逆向きに小書きするテキスト通りのものである。墨痕はすでに消失しているが、門口で長期間さらされていたものとみられ、墨書部分が浮き出ており、遺存状態は良好である。時期は、回転台成形土師器などが共伴しており一世紀頃のものともみられる。

柿経・物忌札とも旧河道という木製品の保存には極めて好都合な環境状態であったがため、良好に遺存していたものとみられる。特に中世の庶民信仰を知る上で貴重な資料である。今後、上流部での中世集落遺構の景観を明らかにする一資料となればと思う。

9 関係文献

滋賀県教育委員会他『守山川中小河川改修事業に伴う大宮遺跡発掘調査報告書』(一九九一年)



(仲川 靖)